

改正	昭和55年12月25日条例第21号	昭和56年12月25日条例第13号
	昭和61年3月25日条例第5号	平成11年3月24日条例第7号
	平成17年12月21日条例第33号	平成21年9月25日条例第29号
	〔題名改正〕	
	平成28年12月20日条例第35号	

(目的)

第1条 この条例は、在宅の重度心身障害者に対し、在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅の重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が又はAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判定した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

(受給資格等)

第3条 手当の支給を受けることができる者は、本市に住所を有する重度心身障害者であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。次号において「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に入所している者
- (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、肢体不自由に係る障害により前条第1号に該当し、かつ、同条第2号又は第4号に該当する20歳未満の重度心身障害者のうち、人工呼吸器を使用する等医療的介護が必要となる者で規則で定めるものを除く。
- (3) 65歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 65歳に達する日の前日において次項の認定を受けている者
 - イ 65歳に達する日の前日において第1号又は前号本文に該当する者
 - ウ 市外からの転入者で、65歳に達する日の前日において前条第1号若しくは第2号に該当するもの（埼玉県知事以外の都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が前条第2号に規定する障害の程度に相当するものを含む。）又は平成22年1月1日以後に65歳に達するもので65歳に達する日の前日において前条第3号に該当するもの

2 手当の支給を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条第2項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する

に至ったときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 第2条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
 - (3) 前条第1項第1号又は第2号に該当することとなったとき。
 - (4) 死亡したとき。
- 2 受給者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、受給者（受給者が同項第4号に該当することとなったときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者）は、速やかに規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。
- （支給の停止等）

第5条 手当は、受給者が前年の所得に対する道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。次項において「住民税」という。）を課されたときは、その年の8月分から翌年の7月分までは、支給しない。

- 2 受給者は、規則で定めるところにより、前年の所得に対する住民税の課税状況について、市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出を要しないと認めるときは、この限りでない。
- （手当の額）

第6条 手当の額は、受給者1人につき月額5,000円とする。

（支給期間）

第7条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

（支給制限）

第8条 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（不正利得の返還）

第9条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

（受診命令）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
（坂戸市重度心身障害児児童手当支給条例の廃止）
- 2 坂戸市重度心身障害児児童手当支給条例（昭和45年坂戸町条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定に基づき受給資格の認定を受けた者は、この条例の相当規定に基づき当該認定を受けた者とみなす。

附 則（昭和55年条例第21号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年

4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第33号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項及び第6条の規定は、平成18年4月分の在宅重度心身障害者手当から適用し、同年3月分以前の重度心身障害者手当については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第29号）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において第3条第2項の認定を受けている者及び改正前の同条第1項各号のいずれかに該当する者並びに市外からの転入者で同日において第2条第1号又は第2号に該当するもの（埼玉県知事以外の都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が第2条第2号に規定する障害の程度に相当するものを含む。）については、改正後の第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例により在宅重度心身障害者手当の支給を受けることができる。

附 則（平成28年条例第35号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正	平成3年8月15日規則第21号	平成11年3月29日規則第13号
	平成15年8月13日規則第32号	平成17年3月23日規則第16号
	平成17年12月21日規則第54号	平成21年9月25日規則第50号
	〔題名改正〕	
	平成28年5月27日規則第42号	平成29年3月30日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂戸市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年坂戸市条例第20号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項第2号ただし書に規定する規則で定める者)

第2条 条例第3条第1項第2号ただし書に規定する規則で定める者は、運動機能が座位までの者であって、別表の判定基準に該当するものとする。

(申請)

第3条 条例第3条第2項の規則で定める申請書は、坂戸市在宅重度心身障害者手当受給資格認定申請書(様式第1号)とする。

(認定及び通知)

第4条 市長は、条例第3条第2項の規定による申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、受給資格を認定し、申請者に対して坂戸市在宅重度心身障害者手当受給資格認定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(喪失届)

第5条 条例第4条第2項の規則で定める届出書は、坂戸市在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届(様式第3号)とする。

(課税状況届)

第6条 条例第5条第2項の規定による届出は、毎年8月1日から8月31日までの間に、課税状況届(様式第4号)により行わなければならない。

(届出事項の変更)

第7条 手当の支給を受けている者が、その住所、氏名等を変更したときは、坂戸市在宅重度心身障害者手当受給者住所・氏名変更届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(支給時期)

第8条 手当は、毎年度9月、3月の2期に分けて支給する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

(坂戸市重度心身障害児児童手当支給条例施行規則の廃止)

2 坂戸市重度心身障害児児童手当支給条例施行規則(昭和45年坂戸町規則第9号)は、廃止する。

附 則(平成3年規則第21号)

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第13号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第54号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第50号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

次の表の各項目に該当する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれ当該項目ごとの点数の合計が25点以上であること。

番号	項目	点数
1	レスピレーター管理（※1）	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O ₂ 吸入又はS p O ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回／時間以上頻回の吸引	8点
	6回／日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回／日以上又は継続使用	3点
7	I V H	10点
8	経口摂取（全介助）（※2）	3点
	経管（経鼻・胃ろうを含む。）（※2）	5点
9	腸ろう・腸管栄養（※2）	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術又は服薬によっても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。）	10点
12	定期導尿（3回／日以上）（※3）	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換（6回／日以上）	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPPV、CPAP等は、レスピレーター管理に含む。

※2 8及び9は、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。

※3 人工膀胱（ぼうこう）を含む。

様式第1号

（第3条関係）

様式第2号

（第4条関係）

様式第3号

（第5条関係）

様式第4号

（第6条関係）

様式第5号

（第7条関係）

坂戸市在宅重度心身障害者手当受給資格認定申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所
氏 名 ㊦
電 話 ()

坂戸市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

重 度 心 身 障 害 者	住 所				
	ふりがな		生 年 月 日		
	氏 名		年 月 日		
	障 害 の 状 況	区 分	手 帳 番 号		程 度
		身体障害者	第 号		1級・2級
		知的障害者	埼玉県	第 号	㊦・A
精神障害者				1級	
そ の 他	別紙証明書のとおり				
前年（申請日が1月1日から7月1日までの場合は、前々年）の所得に対する住民税の課税の有無	有（課税） ・ 無（非課税）				
保 護 者	住 所				
	ふりがな		重度心身障害者との続柄		
	氏 名				
備 考	手帳交付日	年 月 日	(新・再)		
	転 入 日	年 月 日			

同 意 書

私は、在宅重度心身障害者手当の支給を決定するため、今年度以降、私自身の住民基本台帳及び課税台帳の情報を、坂戸市長が使用することについて同意します。

氏名 ㊦

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

坂戸市在宅重度心身障害者手当受給資格認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました坂戸市在宅重度心身障害者手当の受給資格については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 認定

受給資格者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
支払金融機関	金融機関名			
	口 座		口座名義人	
認 定 番 号				
手 当 月 額				
支 払 開 始 年 月				
支 払 月				
備 考				

2 却下

(理由)

教示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、坂戸市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において坂戸市を代表する者は、坂戸市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

坂戸市在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届

年 月 日

坂戸市長 あて

受給者 住 所
(届出者) 氏 名 ㊟

下記のとおり、坂戸市在宅重度心身障害者手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

記

受給者氏名	
受給資格喪失事由	1 市外へ転出した。 2 死亡した。 3 障害の程度が該当しなくなった。 4 施設に入所した。 5 その他 ()
受給資格喪失日	年 月 日

課 税 状 況 届

年 月 日

坂戸市長 あて

受給者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり相違ありません。

記

前年の所得に対する受給者 本人の住民税の課税の有無	有（課税） ・ 無（非課税）
------------------------------	----------------

同 意 書

私は、在宅重度心身障害者手当の支給を決定するため、今年度以降、私自身の住民基本台帳及び課税台帳の情報を、坂戸市長が使用することに同意します。

氏名

㊟

坂戸市在宅重度心身障害者手当受給者住所変更届
氏名

年 月 日

坂戸市長 あて

受給者 住 所
氏 名



下記のとおり住所
氏名を変更したので届け出ます。

記

旧	受給者住所	
	ふりがな	
	受給者氏名	
新	受給者住所	
	ふりがな	
	受給者氏名	
変更年月日		年 月 日